

地球元気プラン

V

城南衛生管理組合
地球温暖化対策
実行計画書
(第5期)

～青く美しい地球のために～



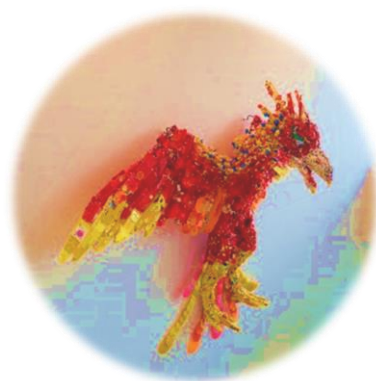
地球元気プランキャラクター
ちきゅりん一家

特別地方公共団体
城南衛生管理組合

令和6年 11 月

目 次

1	背景	1
2	基本的事項	2
	(1) 目的	2
	(2) 対象とする範囲	2
	(3) 対象とする温室効果ガス	2
	(4) 計画期間	2
3	温室効果ガスの排出状況	3
	(1) 温室効果ガス総排出量	3
	(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	4
4	温室効果ガスの排出削減目標	5
	(1) 目標設定の考え方	5
	(2) 温室効果ガスの削減目標	5
5	目標達成に向けた取組	7
	(1) 取組の基本方針	7
	(2) 具体的な取組内容	7
6	進捗管理体制と進捗状況の公表	11
	(1) 推進体制	11
	(2) 研修及び啓発	11
	(3) 職場における点検・集約	12
	(4) 進捗状況の公表	12
	(5) 計画の見直し	12
	<参考資料>	13
	温室効果ガスの種類	14
	排出係数一覧	15
	地球元気プランの計画期間	17
	対象施設	17
	対象とする温室効果ガスと算出方法	17
	各施設における温室効果ガス排出量	18



1 背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

国際的な動きとしては、平成27（2015）年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がパリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2.0℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

我が国では、2020年10月、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

令和3年（2021）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。また、同月に、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改訂も行われ、政府の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標が、2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直されるとともに、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

城南衛生管理組合においても、2018年4月から一般廃棄物処理施設『クリーンパーク折居』を本格稼働し、焼却排ガスから熱回収により高効率ごみ発電を行っています。また、2024年に新事務所棟が完成し、リサイクル工房コーナー等を併設し、ごみ問題のみならず当組合が担う廃棄物処理とも密接に関係する様々な環境問題について「環境学習」という視点で新たな啓発活動を行うこととしているところです。

今般、バックキャスティングの考えの下、2030年度末までを城南衛生管理組合の地球温暖化対策計画期間と定め、脱炭素に努めるとともに、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指し、さらなる脱炭素社会の構築に向けた取組を長期的に推進します。

2 基本的事項

(1) 目的

城南衛生管理組合地球温暖化対策実行計画：地球元気プランVは、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、城南衛生管理組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

地球元気プランは、2004年に第1期計画を策定し、以後第2期計画、第3期計画、第4期計画を策定し、2023年度をもって第4期計画が終了したことから、「地球元気プランV」（第5期）（以下、「第5期計画」という）を策定するものです。

(2) 対象とする範囲

対象範囲は、城南衛生管理組合の全ての事務・事業とします。なお、対象施設の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

城南衛生管理組合は、ごみ・し尿の広域処理を行う一部事務組合であることから、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、パーフルオロカーボン類（PFC）、三フッ化窒素（NF₃）の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、「第5期計画」が対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の5物質とします。

(4) 計画期間

2024年度から2030年度末までを計画期間とします。

年度	2013	…	2024	…	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始		目標年度
計画期間			→		

図1 計画期間のイメージ

3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

城南衛生管理組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、55,389 t-CO₂ となっています。

第4期(2019～2023年度)については、基準年度2013年度(第5期計画と同じ)に比較し総排出量を25%削減する目標を達成しています。

なお、第5期計画では、国の策定マニュアルにおいて、他者へのエネルギー供給による社会全体としての温室効果ガス排出量の削減効果を差し引くことはできないとされたことを受け、売電控除を含まない数値としたため、第4期と異なり、基準年度(2013年度)で5,994t-CO₂の差があります。

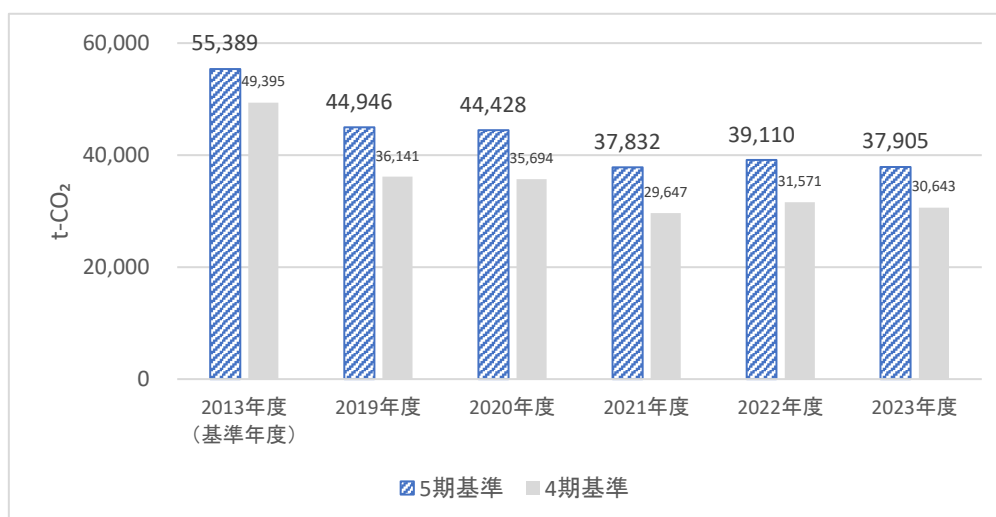


図2 城南衛生管理組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

部門別排出状況では、ごみ処理部門が全体の大部分を占めています。

表1 部門別排出状況

単位：t-CO₂

部門	基準年度 2013年度	第4期 2022年度	第4期 2023年度
本庁管理部門	138	144	207
し尿処理部門	1,799	470	458
ごみ処理部門	53,452 (47,458)	38,496 (30,957)	37,240 (29,978)
合計	55,389 (49,395)	39,110 (31,571)	37,905 (30,643)

※括弧内は、第4期基準の数値

排出活動区別では、ごみ焼却（廃棄物処理）が大部分（約9割）を占めます。ごみ焼却のうち、大部分は廃プラスチック類の焼却によるものです（約9割）。

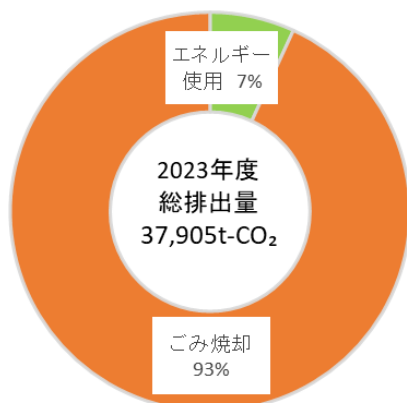


図3 排出活動区別の排出量の割合

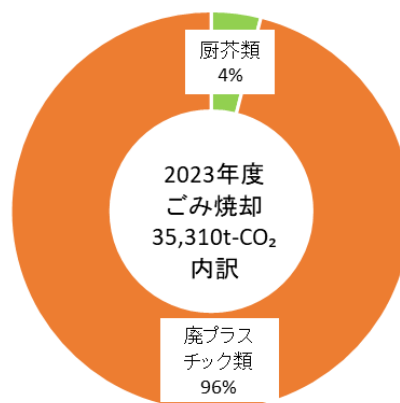


図4 ごみ焼却のごみ別排出量の割合

電気、ガソリン等のエネルギー使用等の区別の温室効果ガスの中では、電気が最も多く、ついで灯油、軽油となります。

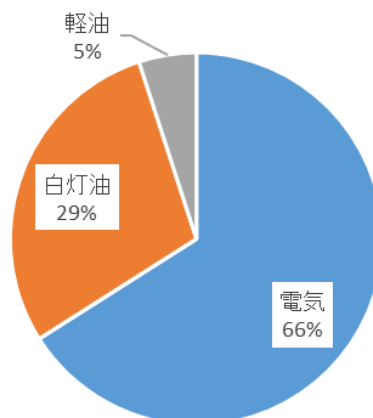


図5 エネルギー種別の排出量の割合（2023年度）

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

城南衛生管理組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

ア 増加要因

- コロナ禍によるごみの一時的な増加
- ごみ質低下時の助燃に使用する灯油量の増大
- 沢中継施設における不燃ごみ及びプラスチック製容器包装の受け入れ開始による電気使用量及び軽油使用量の増加

イ 減少要因

- 焼却ごみ中の廃プラスチック比率の減少
- 2018年4月から一般廃棄物処理施設『クリーンパーク折居』を本格稼働し、焼却排ガスから熱回収による高効率ごみ発電の実施に伴う電力使用量の削減
- ごみ焼却における運転管理の効率化（灯油使用量の削減）
- クリーンピア沢の全量下水投入による燃料使用量等の減少

4 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

城南衛生管理組合の事務・事業に伴い排出される温室効果ガス排出量は、ごみの焼却によるものが大部分を占めており、特に廃プラスチックの量に大きく影響されます。

そこで、温室効果ガスの総排出量の削減目標は、ごみ処理基本計画や循環型社会推進会議でのごみ減量化施策などを踏まえた上で、令和3年閣議決定の国の地球温暖化対策計画や政府実行計画に基づき設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

＜温室効果ガスの総排出量＞

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で46%削減し、温室効果ガスの総排出量を29,910 t-CO₂とすることを目標とします。

表2 温室効果ガスの削減目標

	基準年度(2013年度)	目標年度(2030年度)
温室効果ガスの排出量	55,389t-CO ₂	29,910t-CO ₂
削減率	—	46%

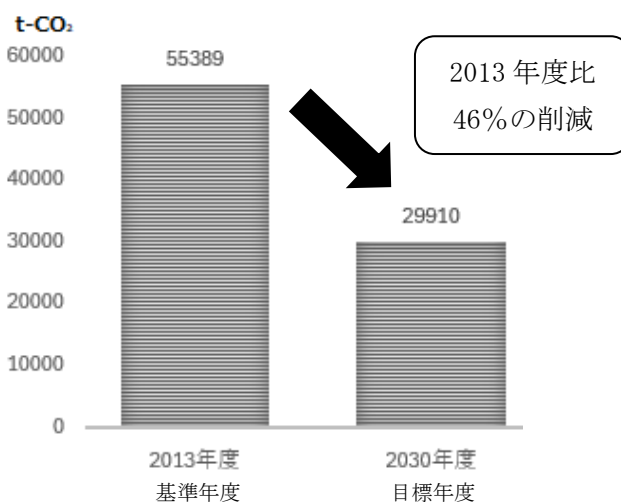


図6 温室効果ガスの削減目標

表3 部門別削減目標

単位：t-CO₂

項目	年度	平成25年度 (2013) 基準年	令和12年度 (2030) 目標年	増減	増減 (%)
本庁管理部門		138	140	2	1.4
し尿処理部門		1,799	376	△ 1,423	△ 79.1%
ごみ処理部門		53,452	29,394	△ 24,058	△ 45.0%
合計		55,389	29,910	△ 25,479	△ 46.0%

表4 活動区分別削減目標

単位：t-CO₂

項目	年度	平成25年度 (2013) 基準年	令和12年度 (2030) 目標年	増減	増減 (%)
燃料		1,467	969	△ 498	△ 33.9%
	ガソリン	18	11	△ 7	△ 38.9%
	白灯油	1,291	826	△ 465	△ 36.0%
	軽油	145	131	△ 14	△ 9.7%
	液化石油ガス (LPG)	13	1	△ 12	△ 92.3%
電気		4,821	1,192	△ 3,629	△ 75.3%
廃棄物処理		49,100	27,748	△ 21,352	△ 43.5%
	焼却・埋立	1,990	1,269	△ 721	△ 36.2%
	廃プラスチック焼却	47,110	26,479	△ 20,631	△ 43.8%
その他 (車の使用、電気機械器具)		1	1	0	0.0
合計		55,389	29,910	△ 25,479	△ 46.0%

表5 温室効果ガス別削減目標

単位：t-CO₂

温室効果ガス	年度	平成25年度 (2013) 基準年	令和12年度 (2030) 目標年	増減	増減 (%)
CO ₂	二酸化炭素	53,398	28,640	△ 24,758	△ 46.4%
CH ₄	メタン	364	114	△ 250	△ 68.7%
N ₂ O	一酸化二窒素	1,627	1,156	△ 471	△ 28.9%
HFC	ハイドロフルオロカーボン	0	0	0	-
SF ₆	六フッ化硫黄	0	0	0	-
合計		55,389	29,910	△ 25,479	△ 46.0%

5 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である廃プラスチックの焼却量を減らすため、プラスチックごみの一括回収や、循環型社会推進会議で検討されているリサイクルできないものを最小限にする施策を実行します。

また、引き続き、電気、灯油、軽油等の省エネ対策にも努めていきます。

(2) 具体的な取組内容

▼ 重点事項

ごみ処理基本計画に基づき廃棄物処理量を減少させるとともに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、更なるプラスチック製品の資源化を進め、二酸化炭素の排出量を削減します。

可燃ごみに含まれる廃プラスチックの量を 2023 年度比で約 3,000 t 削減し、二酸化炭素排出量を 2013 年度比で 24,758t-CO₂ (△46.4%) 削減します。

焼却される一般廃棄物量の削減により、焼却から発生する一酸化二窒素排出量を 2013 年度比で 471t-CO₂ (△28.9%) 削減します。

そのためには、循環型社会推進会議で議論されているとおり、住民の行動変容を求める必要があります。ごみ減量を「自分ごと」から「みんなごと」に変える必要があり以下の施策を実施します。

- 環境ふれあいひろばを中心とした啓発事業等の推進により、管内住民と協働して廃棄物処理量の削減を進めます。
- 公用車の低公害化・低燃費化を引き続き進めます。
- 機器等の更新・購入の際は、環境配慮製品を積極的に取り入れます。
- 人と地球のための行動計画である SDGs を進めます。
- 環境マネジメントシステムの運用を行い、継続的改善を進めます。職員自ら環境行動への意識を高めていけるよう工夫し、行動し、貢献します。

▼ 具体的な取組活動（行動指針）

エネルギー・資源の利用

電気使用量の現状維持

環境マネジメントシステム
・環境目標を実行する
発電
・効率的なごみ焼却による発電

<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電パネルによる発電
工場の運転管理
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネを徹底する ・省エネ運転の工夫をする ・工場内照明設備の省エネ管理をする ・設備の更新時は省エネ型へ切り替える ・処分量の減少により削減する
OA機器等電気製品
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ管理を徹底する ・不使用時に電源OFFにする ・省エネモードの設定をする ・省エネ型製品への更新と適正利用をする ・グリーン購入推進要領に基づく購入をする
照明関係
<ul style="list-style-type: none"> ・適正管理により電力消費を削減する ・不要照明を消灯する ・始業時間から点灯する ・昼休みは必要な箇所以外すべて消灯する ・残業時は必要な箇所のみ点灯する ・自然光を活用し、必要照度を保つ範囲で照明器具を減らす ・照明器具は定期的に清掃する ・更新時にLED照明を導入する
空調関係
<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の適正運転を行う（室温冷房 27～28℃、暖房 20～22℃） ・グリーンカーテン、ブラインド、カーテンを利用し、遮光・遮熱対策に努める ・サーキュレータの活用等により、室内空気循環を考慮する
その他機器関係
<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機等は省エネ管理を徹底する ・冷蔵庫の温度設定を適正化する（夏季は中、冬季は弱） ・省エネ型への移行
就業体制
<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ・ウォームビズの実施 ・夏至・クールアースデー（7/7）ライトダウンを実施する ・時間外勤務の縮減に努める ・ノー残業デーを徹底する

燃料使用量の現状維持

環境マネジメントシステム
・環境目標を実行する
工場の運転管理
・省エネ管理を徹底する ・省エネ運転の工夫をする ・処分量の減少により削減する
車両の効率的な運用
・公用車の走行距離の縮減及び燃料使用量の削減のため、相乗りを励行・合理的ルート の検討をする ・車両の効率的な運転方法について職員研修などを実施し、啓発する ・エコドライブ 10 を実践する（ふんわりアクセル、加速・減速の少ない運転、適切な エアコンの利用、アイドリングストップ、余裕を持った時間に出発、不要な荷物の積込 み禁止、迷惑駐車をしない、燃費の把握、車両整備の定期的実施（タイヤの空気圧の点 検を含む） ・環境負荷の低い車両を優先的に利用する ・出張時等にはできるだけ公共交通機関を利用する ・公用車の更新・新規購入時は、「城南衛生管理組合公用車の電動車導入方針」に基づ き、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を積極的に導入 する ・重機の更新・新規購入時は、可能な限り電動化する ・ウェブ会議システムの活用により、自動車利用の抑制・効率化に努める

環境に配慮した活動の推進

用紙類の使用量抑制、紙のリサイクル促進

用紙類の購入
・外注印刷部数の必要部数を見直し、作成部数を削減する ・データ化などによるペーパーレス化を進める
用紙類の使用
・両面コピーや両面印刷を徹底する ・ミスコピーを防止する ・裏紙利用を進める ・会議資料の簡素化、作成部数は必要最小限にする ・庁内メールや掲示板を積極的に利用する ・ペーパーレス会議を積極的に実施する ・紙ごみのリサイクルを徹底する（機密文書、廃棄文書、図書等）

その他の取組

緑化の推進	
<ul style="list-style-type: none">・ 剪定枝のリサイクル（チップ化、住民配布）を続ける・ グリーンカーテンを実施する	
廃棄物の削減・資源化	
<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の削減・資源化に努める・ 分別を徹底し資源化する・ 生ごみのコンポスト化及び資源化を進める・ 公共工事における廃棄物の削減と資源化を推進する・ グリーン購入推進要領に基づく調達等を行う・ 納品時にごみとなるような過剰包装は断る・ 建設廃棄物リサイクル法に基づく工事を実施する・ 廃食用油の回収・再利用を進める・ マイボトルの利用を推進する・ マイ箸の利用を促進し、割り箸の使い捨てを削減する・ 印刷機トナー容器・テプラテープ空容器のリサイクルを促進する・ 排水処理水の再利用を行う・ 蛇口のコマメな止栓やトイレの二度流しの自粛など、日常的な節水に努める・ 使用可能だが不要となった物品は庁内で情報を共有し、再利用する・ リユースコーナーでの不要品の回収、譲渡及び販売を行う	
環境意識の向上と自発的取組	
<ul style="list-style-type: none">・ 定期的に環境に関する職員研修を実施する・ 職員の自発的な目標、取組を推奨する・ 自発的な目標、取組に対してモチベーションを高めるような工夫を検討する	
啓発活動	
<ul style="list-style-type: none">・ 環境ふれあいひろばを運営する・ 環境ふれあいフェスタを実施する・ 広報紙（エコネット城南）を発行する・ ホームページ・SNSで情報を発信する・ 声のエコネット城南をFM放送する・ 環境報告書により情報開示する・ リサイクル工房を運営する・ 出前工房を進める・ 環境学習セミナー等を開催する	 

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

第5期計画の推進は、環境マネジメントシステムで構築されている体制と統合的に
行います。

環境マネジメントシステム

環境の保全及び改善活動の推進を効果的かつ着実に行うため環境マネジメントシ
ステムを運用しています。

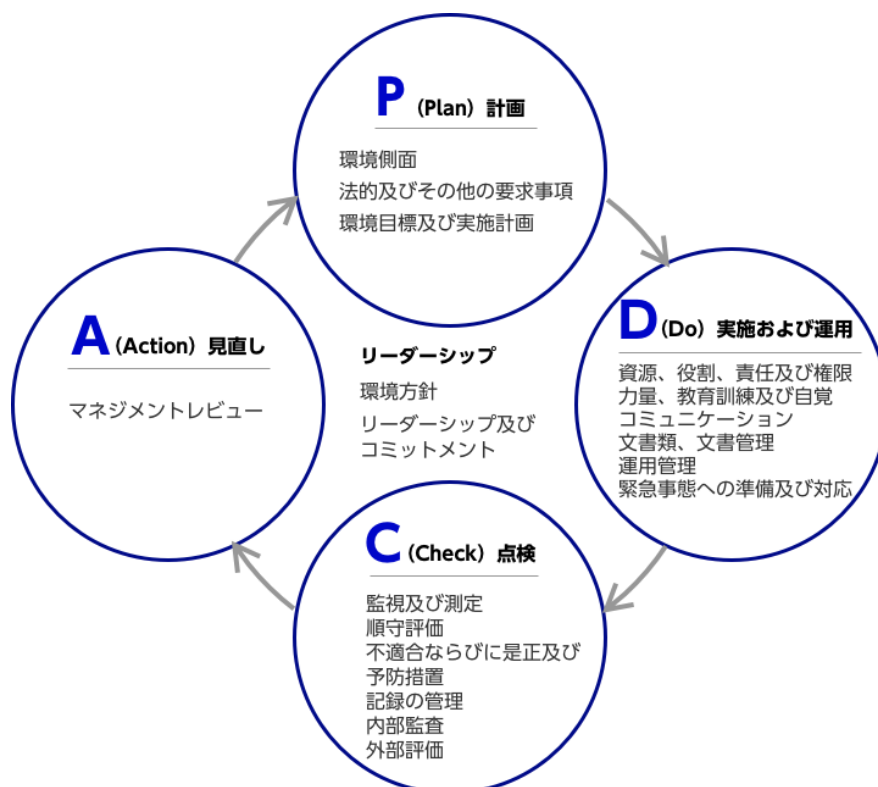


図7 環境マネジメントシステムーPDCA サイクルー

(1) 推進体制

環境マネジメントシステムの運用体制をベースとした体制とし、環境マネジメン
トシステムと一体的に第5期計画も推進します。

(2) 研修及び啓発

○ 研修

第5期計画で定めた目標達成に向け、環境推進員研修等で本計画を周知・徹底す
るとともに、地球温暖化対策の重要性の認識を高める職員研修を実施します。

表 6 対象者別の研修内容及び頻度

対象者	内容	頻度
環境運用管理者	EMS 連絡会議の実施 計画の周知・徹底 環境情報共有等	年 11 回
環境推進員	計画の周知・徹底 環境目標の達成状況、本計画の進捗 状況等	年 4 回
全職員	地球温暖化や環境問題についての 理解を深め、温室効果ガスの削減や 環境改善に対する意識の向上を図 る	年 1 回

○ 啓発

- ①取組状況等の情報を掲示します。
- ②「環境報告書」で情報を開示します。

(3) 職場における点検・集約

- ①各所属は、職場での取組状況を定期的に点検します。
- ②環境運用管理者は、前年度の温室効果ガス実態調査票を作成し、環境管理責任者に提出します。
- ③環境管理責任者は、各所属での点検・評価、年度計画の進捗状況及び目標達成状況の結果等を取りまとめます。

(4) 進捗状況の公表

組合は、第 5 期計画の実施状況を毎年公表します。

(5) 計画の見直し

計画期間内に、社会経済や環境状況等の著しい変化により必要が生じた場合は、目標達成状況等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとします。

< 参考資料 >

表 7 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー 起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる 6 種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー 起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 28 倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 265 倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロ カーボン(HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 4~12,400 倍の温室効果がある。	
パーフルオロカー ボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 6,630~11,100 倍の温室効果がある。	
六フッ化硫黄 (SF ₆)	ガス変圧器、ガス遮断器、ガス絶縁開閉装置等の電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 23,500 倍の温室効果がある。	
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD 装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。	

表 8 排出係数一覧

	排出係数		地球温暖化係数
	数値	単位	
二酸化炭素 (CO₂)			
燃料の燃焼に伴う排出			
ガソリン	2.32	(k g -CO ₂ / l)	1
灯油	2.49	(k g -CO ₂ / l)	1
軽油	2.58	(k g -CO ₂ / l)	1
液化石油ガス (LPG)	3.00	(k g -CO ₂ / k g)	1
他人から供給された電気の使用に伴う排出	電気事業者別 排出係数	(k g -CO ₂ / k Wh)	1
一般廃棄物の焼却に伴う排出			
廃プラスチック類 (合成繊維の廃棄物に限る。)	2,290	(k g -CO ₂ / t)	1
廃プラスチック類 (合成繊維の廃棄物を除く。)	2,770	(k g -CO ₂ / t)	1
メタン (CH₄)			
自動車の走行に伴う排出			
ガソリン・LPG/乗用車	0.000010	(k g -CH ₄ / k m)	28
ガソリン (ハイブリット) /乗用車	0.0000025	(k g -CH ₄ / k m)	28
ガソリン/軽乗用車	0.000010	(k g -CH ₄ / k m)	28
ガソリン/普通貨物車	0.000035	(k g -CH ₄ / k m)	28
ガソリン/小型貨物車	0.000015	(k g -CH ₄ / k m)	28
ガソリン/軽貨物車	0.000011	(k g -CH ₄ / k m)	28
ガソリン/特殊用途車	0.000035	(k g -CH ₄ / k m)	28
軽油/乗用車	0.0000020	(k g -CH ₄ / k m)	28
軽油 (ハイブリット) /乗用車	0.0000025	(k g -CH ₄ / k m)	28
軽油/普通貨物車	0.000015	(k g -CH ₄ / k m)	28
軽油/小型貨物車	0.0000076	(k g -CH ₄ / k m)	28
軽油/特種用途車	0.000013	(k g -CH ₄ / k m)	28
埋立処分に伴う排出	専用ツールで自動計算		28
し尿の処理に伴う搬出	0.038	(k g -CH ₄ / m ³)	28
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出	0.59	(k g -CH ₄ / 人)	28
一般廃棄物の焼却に伴う排出			
連続燃焼式焼却施設	0.00095	(k g -CH ₄ / t)	28
准連続燃焼式焼却施設	0.077	(k g -CH ₄ / t)	28
バッチ燃焼式焼却施設	0.076	(k g -CH ₄ / t)	28

	排出係数		地球温暖化係数
	数値	単位	
一酸化二窒素 (N ₂ O)			
自動車の走行に伴う排出			
ガソリン・LPG／乗用車	0.000029	(kg-N ₂ O/km)	265
ガソリン (ハイブリット) ／乗用車	0.0000006	(kg-N ₂ O/km)	265
ガソリン／軽乗用車	0.000022	(kg-N ₂ O/km)	265
ガソリン／普通貨物車	0.000039	(kg-N ₂ O/km)	265
ガソリン／小型貨物車	0.000026	(kg-N ₂ O/km)	265
ガソリン／軽貨物車	0.000022	(kg-N ₂ O/km)	265
ガソリン／特殊用途車	0.000035	(kg-N ₂ O/km)	265
軽油／乗用車	0.000007	(kg-N ₂ O/km)	265
軽油 (ハイブリット) ／乗用車	0.0000006	(kg-N ₂ O/km)	265
軽油／普通貨物車	0.000014	(kg-N ₂ O/km)	265
軽油／小型貨物車	0.000009	(kg-N ₂ O/km)	265
軽油／特殊用途車	0.000025	(kg-N ₂ O/km)	265
し尿の処理に伴う搬出	0.00093	(kg-N ₂ O/m ³)	265
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出	0.023	(kg-N ₂ O/人)	265
一般廃棄物の焼却に伴う排出			
連続燃焼式焼却施設	0.0567	(kg-N ₂ O/t)	265
准連続燃焼式焼却施設	0.0539	(kg-N ₂ O/t)	265
バッチ燃焼式焼却施設	0.0724	(kg-N ₂ O/t)	265
ハイドロフルオロカーボン (HFC)			
自動車用エアコンディショナー使用時の排出	0.010	(kg-HFC/台・年)	1,300
自動車用エアコンディショナー廃棄時の排出	—		1,300
家庭用電気冷蔵庫等廃棄時の排出	—		1,300
六フッ化硫黄 (SF ₆)			
六フッ化硫黄が封入された電気機械器具の使用時の排出	0.001	(kg-SF ₆ /kg-SF ₆ ・年)	23,500

図 8 地球元気プランの計画期間



表 9 対象施設：組合全施設

事務所棟（令和 6 年 7 月 16 日供用開始）	住民啓発施設
本庁管理棟（使用停止中）	
クリーンピア沢	し尿処理施設
沢中継施設	ごみ中継施設
クリーン 2 1 長谷山	ごみ焼却施設（240t/日）
クリーンパーク折居	ごみ焼却施設（115t/日）
エコ・ポート長谷山	容器包装廃棄物中間処理施設及び住民啓発施設
リサイクルセンター長谷山	粗大・不燃ごみ破碎施設 プラスチック製容器包装処理施設
グリーンヒル三郷山	埋立処分場 排水処理施設
奥山排水処理施設	排水処理施設

対象とする温室効果ガスと算出方法

国の地球温暖化防止対策で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄及び三フッ化窒素の 7 種類ですが、組合の事務・事業により排出する温室効果ガスは、パーフルオロカーボン及び三フッ化窒素以外の 5 種類とします。温室効果ガスの算出方法は、環境省発行「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」によるものとします。また、算出に使用する「各物質温室効果ガス排出係数」及び「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策推進法施行令第 4 条で定めるものを使用します。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量については、環境省・経済産業省が公表する電気事業者別排出係数を用います。

図9 各施設における温室効果ガス排出量

